

## ■東京都農林・漁業振興対策審議会農業部会（第3回）

日時：平成23年9月13日（火）午後2時00分から

場所：東京都庁第一本庁舎42階 特別会議室C

### 《 開 会 》

【事務局】 定刻となりましたので、ただ今から東京都農林・漁業振興対策審議会農業部会を開催いたします。委員の皆さまにはお忙しいところをご出席いただきまして、誠にありがとうございます。

議事に入ります前に、本日の委員の皆様の出席状況でございます。現在、農業部会委員総数11名中8名の委員がご出席されてございます。東京都農林・漁業振興対策審議会条例第9条第1項の規定によりまして本部会は有効に成立しております。ご報告申し上げます。

次に、配布してございます資料についてご案内させていただきます。上から「農業部会次第」「委員名簿」「座席表」「東京都農林・漁業振興対策審議会部会運営要綱」「審議スケジュール」でございます。資料1は、「都市農業・農地に係る制度改善の必要性」でございます。資料2は、「答申（素案）」でございます。そのほかに参考資料としまして、別綴じで資料編と前回までの農業部会の資料を配布してございます。それと白石委員からご提供いただきました、こちらは農業体験農園のパンフレットでございます。以上でございます。

### 《 農林水産部長紹介 》

【事務局】 次に、今回夏の人事異動によりまして農林水産部長が異動となつてございますので、ご紹介申し上げます。津国農林水産部長でございます。

【津国部長】 8月1日に保坂の後任として農林水産部長になりました津国でございます。委員の皆さまには日ごろから大変お世話になっております。部会も今回を含めて残り2回となっておりますが、引き続きよろしく願いいたします。

【事務局】 なお、今回は志村委員と波多野委員は所用によりご欠席となつてございます。それから只今、遅れていた中山委員がおみえになりました。

この後の議事につきましては後藤部会長にお願いしたいと存じます。後藤部会長、よろしく願いいたします。

### 《 議 事 》

【後藤部会長】 こんにちは。第3回の部会を始めたいと思います。今、部長からお話がありましたように部会も残りあと2回ということです。皆様の活発なご意見をよろしくお願いしたいと思います。聞くとところによりますと、農水省のほうにも都市農業に関する

委員会が立ち上がると聞いておりますので、ここでの議論がそちらのほうにも影響を与えるようなものになるように、よろしくお願いしたいと思います。

それでは、早速本日の議題に入りたいと思います。次第にありますように、「都市農業・農地に係る制度」と「答申（素案）」、その二つについて議論をいただきたいと思っております。

審議に入ります前に、前回問題になりましたこの会議の公開・非公開、あるいは議事録の公開についてご質問がありましたので、それについて事務局のほうから見解をお願いしたいと思います。

【事務局】 それでは、前回の部会で農業部会の会議と議事録の公開についてご質問がありましたことについて、ご説明をさせていただきます。お手元に資料が配布してございます。次第の後に「東京都農林・漁業振興対策審議会部会運営要綱」が渡っているかと思いますが、これをご覧いただきたいと思います。

この2条に規定されておりますが、「審議会および部会の会議および議事録は、委員の過半数の議決により非公開とした場合を除き原則公開」ということになっております。このため議事録につきましては、各委員に事前にご確認をいただいた後に委員の皆さまに配布をいたします。それと併せて、一般の方から求められれば公開をいたします。

ただ、これまではホームページ等で積極的には公開をしておりません。前回の部会では積極的に公開すべきというご意見がありましたので、本部会の議事録の取り扱いにつきまして、この場で委員の皆さまの了解が得られるならば、前回までの議事録を含めまして農林水産部のホームページのほうで公開をさせていただきたいと思っております。

また、会議の公開につきましても、次回からはホームページ等で開催のお知らせを掲載したいと考えております。都民の方からのご要望があれば、傍聴いただくことは可能と考えております。以上でございます。

【後藤部会長】 ありがとうございます。それでは会議と議事録について積極的に公開していくということで、ご意見はございませんか。よろしいですか。では、そのように取り扱いたいと思います。

## （１） 都市農業・農地に係る制度について

【後藤部会長】 それでは、早速ですけれども、次第に従って議事に入りたいと思います。最初に議事の1番目、都市農業・農地に係る制度について、事務局のほうから資料の説明をお願いいたします。

### ① 都市農業・農地に係る制度についての事務局説明

【事務局】 それでは、都市農業・農地に係る制度の改善につきまして、事務局が考えておりますポイントについて簡単にご説明させていただきたいと思います。資料につきましてはA3判の資料1都市農業・農地（市街化区域内農業・農地）に係る制度改善の必要性についてでございます。

最初に資料の左上、都市農地の減少および農業者の危機意識と経営向上への意欲の枠をご覧いただきたいと思います。既に第1回の農業部会におきまして都市農業の現状につい

ではご説明をさせていただきましたが、市街化区域内の農地の減少というのは歯止めがかかっておりません。特に宅地化農地は大きく減少しております。平成 21 年度までの 10 年間で宅地化農地につきましては 44.6% という減少率で、約半分の農地がなくなっているというような状況にあります。このような状況にありまして、農業者の方々は特に相続の発生等を契機に、今後農業の経営の継続について非常に危機的意識を持たれていらっしゃいます。

都におきましては、昨年度認定農業者を対象といたしました意向調査を行っております。お手元に配布しております「平成 22 年度都市農業実態調査」は実証を行いました報告書でございます。

この結果を見ますと、相続が発生した場合の今後の農業経営について、対象とします農業者の方々のうち 56% が「農業経営を縮小」というふうにお答えをいただいて、また 17% の方が「営農継続が困難」、あるいは「農業をやめざるを得ない」と回答していらっしゃいます。相続の発生に伴いまして、特に税の負担の大きさが都市農業を継続する上で極めて大きな問題であるということが、この結果からも分かります。

このように多くの農業者の方々が経営継続に非常に大きな危機感を募らせている中にありまして、その中で農地の借り入れによる規模拡大を指向する、いわゆる経営向上に意欲的な農業者の方々も多々いらっしゃいます。都外の農地も含めまして、農地の借り入れの意向のある農業者の方が 18%、特に若い世代の方々ほどその傾向が高くなるという状況になっております。

また、納税猶予制度の関係で実質的に生産緑地の貸借、貸し借りがなかなかできない状況について、もしこの制度が貸借可能となるような措置がとられた場合には、借り入れの意向があるかないかにつきましては、34% の方が借り入れをしたいとお答えいただいています。

さらに、今回の調査対象の約 69%、7 割の方は 500 平米未満の農地も所有されている方々ですが、その方々のうち生産緑地指定の面積要件が引き下げられれば追加指定を希望される方につきましては、46% の方が面積要件の引き下げを希望されている状況にあります。

このように都内の農業者の多くの方々が、現行制度においては営農の継続に危機意識を持つ反面、生産緑地におきます農地の貸借が、納税猶予制度面でも可能になった場合には経営規模の拡大をしたいという意向もありまして、都市農業を振興する観点からも制度の改善が必要と考えております。

次に、農地に係る制度設計を行なう国側の動向についてでございます。人口減少時代という社会状況の大きな転換点を迎えまして、都市農業、あるいは農地を再評価して、農業・農地を持続的な存在として位置付けて、その役割を活かしていこうという政策転換の兆しも見られてきております。

資料右側の都市農業・農地に関する国の動向について、ご覧いただきたいと思います。

まず、国土交通省の動きといたしまして、平成 18 年 9 月に国民の住生活の安定の確保および向上促進のための基本計画となります住生活基本計画、この全国計画のものが策定をされております。この住生活基本計画の中では、「市街化区域内の農地については、市街地内の貴重な緑地資源であることを十分に認識し、保全を視野に入れ、農地と住宅地が調和したまちづくりなど計画的な利用を図る」ということがうたわれています。

また、同じく国土交通省の動きといたしまして、平成 21 年 6 月、社会資本整備審議会の小委員会におきまして検討がなされておりますが、そこでは「都市と農地を対立する構図で捉える視点から脱却し、都市近郊や都市内の農地について、農業生産機能を中心に、

多面的機能を都市が将来にわたり持続していくために有用なものとして、都市政策面から積極的に評価し、広い視野で検討していくべき」と報告がされています。

また、平成 23 年 2 月には、同審議会の別の小委員会ですがここでも議論がされておりまして、ここにおいては、「市街化区域概念の見直しと併せて農業政策と再結合し、都市農業を持続可能なものとしていくため、都市住民の参画も得た都市農業の特性に応じた取り組みを進めることは、都市計画のあり方として大きな意義を有する」とされています。

これまで都市農地を開発の予備地という位置付けで捉えていた国土交通省のほうでも、大きな政策の転換がされてきつつあります。

一方、農林水産省の動きといたしましては、平成 22 年 3 月に食料・農業・農村基本計画が改正されています。この中におきましては、「都市農業を守り、持続可能な振興を図るための取り組みを推進する。このため、これまで都市農地の保全や都市農業の振興に関連する制度の見直しを検討する」とされ、加えて先ほど後藤部会長のお話にもございました農林水産省におきましては、本年 10 月ごろに具体的な動きがあるというふうに聞いておりますが、都市農業の検討の場が設定される予定になっているようで、同省におきましても都市農業についての議論が進められるという状況にあります。

このように、両省におきましては都市農業についての制度改善に向けての環境が整いつつあるように思います。

以上のような農業者の方々の意向、あるいは国の動向も踏まえまして、都といたしまして制度改善に向けて幾つか改善のポイントを検討して、今後国に提案をしていく必要があると考えています。

一つ目は、資料左下にございますが、まず都市農業・農地の位置付けを明確にして、都市農業の振興と都市農地の保全を図ることをうたう「根拠法」のようなものの制定が望まれるのではないかとということです。

市街化区域につきましては、都市政策上おおむね 10 年以内に優先的かつ計画的に市街化を図るべき区域とされています。またその区域内にあります生産緑地につきましては、緑地機能として評価をされる一方、公共施設等の保留地とも位置付けられています。都市農地は農業を営む農地としての持続可能な位置付けという意味からすると、十分な位置付けとは言えないのではないかと考えています。

また、農業政策面でも、市街化区域内においては農林水産省の施策がなかなかほとんど実施することができないという状況にございます。そこで都市農業・農地につきましては、公共施設に至る過渡的な存在という位置付けではなくて、持続可能な有用な存在としてその機能を発揮していくことが必要であり、またそのためには都市政策と農業政策の両面から明確に都市農業・農地を位置付けまして、振興策、あるいは都市農地の保全を図ることが必要という考えになります。このために根拠法のようなものの制定が望まれると定義付けております。

このような根拠法の制定に加えまして、国の制度の改善に向けた取り組みといたしまして、資料右下にあります幾つか個別に提案を整理させていただいております。大きく分類をいたしますと、枠の中、四角く囲っている左側に項目がございますが、生産緑地制度、それから農業施策、それから税制の三つの視点で現状と問題点を捉えた上で、制度の改善の方向性について整理をさせていただきました。

まず、一番上の生産緑地制度についてでございますけれども、生産緑地は都市農地の緑地機能等を評価して都市計画の地域地区として位置付けられたものであって、相続税などの税制面の措置とともに、都市農地の保全、あるいは農業経営を継続していく上で定着し

た制度となっております。このため、今後もこの制度の根幹につきましては堅持していく必要があると考えております。

しかし、一方、先ほど申し上げましたが、今後都市農業を持続可能なものとしていくためには、現行の生産緑地制度だけでは不十分な面もあると考えております。先ほど申し上げましたが、生産緑地を公共施設等の保留地であるという位置付けを直して、都市農地を生産基盤である農地として、都市に有用な安定的な土地利用であるというような再定義を行う必要があると考えています。

加えまして、生産緑地の指定面積の要件についてでございますが、農業経営上必要性を基準として、現行の生産緑地の指定要件である面積 500 平米というのが設定をされておりますが、これにつきましても、先ほど意向調査等の結果にもございますが、農地面積の 500 平米の要件を緩和して、都市計画決定権者であります区市の各自治体の判断に委ねていくべきだと考えております。

続いて、2 番目にあります農業施策でございますが、農業施策は納税猶予制度の面で特定貸付制度という制度がございます。これは農地の貸し借りをしやすくして、農地の効率的な利用を促進するという、平成 21 年に行われました農地法等の改正に伴い創設された制度でございますが、農業経営基盤強化促進法に基づき貸し付けられた農地については納税猶予が継続されるというものでございます。

ただ、この制度の対象地域は市街化区域以外の農地に限られておりまして、議論があります生産緑地などの農地は対象としておりません。「意欲ある農業者の方々に対して農地の権利取得を促進すること」や、あるいは「貸し借りによる農業経営の法人化」ということを促進する上では、若干そういう面で障害にもなっている。障害という言葉はふさわしくないかもしれませんが、それが障害となって利用が促進されていないという状況もあります。

農地の効率的な利用を確保して、経営体の強化を図るという課題につきましては、地方、都市部を問わず重要な課題でもございますので、この特定貸付につきましては、農業施策として制度の生産緑地への適用拡大、あるいは農地権利取得を促進する措置、農業経営基盤促進法の対象の地域の拡大など、こういったものも併せまして一般農地と同様に都市農地も対象とする必要があると考えております。

最後に、税制についてでございます。相続税納税猶予制度は農業を継続していく上では非常に欠かせない制度でもございます。ただ、その中で、この納税猶予制度の対象は生産緑地という農地を対象としておりまして、農業経営上不可欠である集出荷施設、あるいは農機具倉庫等の施設、あるいは防風、堆肥確保のための必要な屋敷林については、事業上必要であるにもかかわらず対象外となっているようでございます。

そのため、これらの事業用の資産につきまして当然相続税がかかってきますので、高額な相続税の負担があり、その支払いのために農地を手放さざるを得ないなど、農業経営の承継に障害となっているのが実態でもございます。

一方、農地に限られた納税猶予制度でございましたが、平成 22 年度からは新たに中小企業の事業承継税制として導入をされていまして、同じくそういった事業者に対しても事業用の資産の税制面での優遇措置というのが図られている状況になってございます。

都市農業の経営継承を円滑にするためには、納税猶予制度の対象を農地に限定することなく、農業用施設や事業用の施設、あるいは屋敷林等に拡大する必要があるのではないかと考えております。

以上、雑ばくではございますが、改善のポイントについて説明をさせていただきました。

なお、お手元の参考資料も付けさせていただいておりますけれども、これは議事の中で、ご質問やご意見を頂いた中で、必要に応じて説明をさせていただきたいと考えております。

## ② 都市農業・農地に係る制度についての審議

【後藤部会長】      ありがとうございました。

今、資料1に基づいて説明していただきましたけれども、答申（素案）の第3章として記載されている内容を資料1としてまとめて説明していただいたということになると思います。それでは、ご質問、ご意見がありましたら、よろしくお願ひしたいと思います。

はい、お願ひいたします。

【野見山委員】      ご説明はよく分かった。先日レクチャーも受けまして、よく理解したつもりです。また私は農学部教員として教育と研究を担当している者として、今のご説明の背景や意義はよく理解しています。

ただ、特に相続税納税猶予制度に関して若干の懸念をお話ししたいと思います。埼玉県三富新田などでも平地林が相続と同時に切り売りされて、産廃の置き場になったり、また普通の倉庫になって非常に景観が乱れているという状況をよく承知しております。

ただ、相続税や贈与税の根拠の一つとしては、やっぱり富の集中排除という国税の目的があると思います。富を再配分することで貧富の差の拡大を防ぐという、そういう目的がある。ここに農業者の方がおられますけれども、おそらく東京都の農業をされている方というのは、一般の都民、市民からすると相当な財産をお持ちであるということは確かだろうと。

こういう農業部会の中での議論をやっぱり相対化して都民に広く周知させていくという段階で、こういう農業部会、また農林水産部の「ムラ」の議論が都民の皆さんに納得していただけるかどうかというのが一つのポイントだろうと思います。

私が言いたいのは、平地林が切り売りされるということは防ぎたい。しかし、一方でそういう農地に限定することなく、農業施設やその用地、屋敷林等にも拡大するということであれば、同時にそれを転用することをしっかり防ぐという、やっぱり所有権や利用権を制限していくということが、生産緑地についての終生利用のようなものが一方で求められると思うわけです。

もう1点は、前回の波多野委員のお話の中にありましたが、相続税を上げることに対して、東京都以外の農業会議の出席者からは全く反応がないというお話があったかと思います。つまりこれはやっぱり東京都の農業者、農地の特殊性というのが現れていて、47都道府県のうち東京都だけが相続税を問題にしているのかどうかという辺りを意見とともにご質問したいと思います。

【後藤部会長】      すぐお答えできるものについては、お答えしていただけますか。

【事務局】      はい。2点ほどご質問、ご意見を頂きました。

まず、当然にして東京都の農業施策を実施する上でも、都民の税金等を使わせていただいておりますので、その施策についても十分な公益性等を踏まえながら実施することが求められておりますし、当然この制度改正につきましても、一方で私有財産的な面もある農地の猶予制度については、手放しでそれを進めていくというのはなかなか難しい部分があって、当然都民の方々の議論等を踏まえながら東京都としての制度提案等を行っていく必要があると考えております。

それから、2 番目の納税猶予制度の問題についてでございますが、対象は三大都市圏の特定市というところが、東京都と同じようにおかれている状況でございますが、やはり一方で三大都市圏の他の地域、関西、あるいは中部につきましては、東京都ほどその議論が問題化してはいないような状況にあるやに聞いております。やはり地価の高さということ言えば、東京都が群を抜いて高いというところでこの問題も生じているところでございますので、この議論につきましては、どちらかという東京都の議論が全国に先駆けて行われているような状況かと思っております。

【野見山委員】 どうもありがとうございます。よく分かったのですが、ただ国税であるこの相続税、また相続税猶予制度を、その改正をお願いするというか、改善するというのを、この農業プランの中に入れることで、どれだけの運動論的な意味があるのか、また国に対してのどれだけの税改正についての寄与があるのか、その辺りを少し教えていただけますか。

【事務局】 この納税猶予制度、あるいはその提案につきましての効果という点でございますが、ご質問に対してきちんとしたお答えになるかどうかは少し自信もない中ですが、東京都内でこの納税猶予制度の適用については、事務局が把握している状況でございますが、平成 22 年 6 月末現在ですけれども約 4400 件の納税猶予制度の適用があるという状況でございます。

4400 件の農地がこれによって確保されているという状況でもございますので、効果という数値化は中々難しいですが、今回こういった納税猶予制度をさらに拡大させていくことによって、更なる農地の保全にもつながりますし、また先ほど冒頭に資料で説明させていただきましたが、生産緑地での利用について規模を拡大したいという農家のご意向にも応えるかたちで達成できていくということも思っております。

【後藤部会長】 今の点については、事務局の考えということで大体聞きましたけれども、委員の皆様もどう考えるかということがありましたら、ぜひ発言していただきたいと思えます。

【白石委員】 野見山委員のご指摘は、非常に私も大事に受け止めたいと思っています。農林・漁業振興対策審議会において、私はやはり農業政策を大事にしていくということが大事で、農業政策を大事にして良い農業が出てくることによって、いろんな税制やそれを取り巻く制度が影響を受けてくる、それしかないのかなと思っています。政策を変えるためにかたちをつくるのではなくて、卵が先かニワトリが先じゃないですけども、やはりしっかりとした良い農業を考えていくということがとても大事ななと思っています。

納税猶予制度の問題について波多野委員からご意見があった点ですが、これはやはり県の事情とかありまして、例えば埼玉、千葉、神奈川もかなり多くの農地を猶予制度の下に行われています。名古屋圏でも大阪圏でもありますが、県レベルの農業政策のことになると、農振地域も抱えて中山間地も、むしろ多く抱えている中で政策のウェイトはどうしてもそっちへいってしまうので、都市農業については県内の中に温度差が生まれて、都市農業政策あるいは所得税に対して比較的意識が、非常に農振地域の方々は薄いという点が県レベルの声の中にはあるので、全国へ持っていっても、例えば農業会議にしても中央会にしても比較的薄いのですね。ただ、やはり都市部で抱えていることの事実はかなり深刻、三大都市圏では深刻であると私は認識を持っています。

それから、先ほどご指摘のあった相続税の猶予制度に、農業施設やその用地、屋敷林に拡大するという農業部門から見た解決策の一つの方向性というのを出していますけれども、極めて私は個人的な意見ですけども、やはり野見山委員のご指摘のようなことがたくさん

ん出てくると思います。ですから、やはりこれは、私は少なくとも農地に限った政策を重要視していくべきではないかと個人的には思っています。

屋敷林、あるいは農業用施設は、別のかたちの対策がないこともないのですね。ですからそこへ向けて農業へ傾注していく中での対策を考えていくべきで、基本はやはり農地を守るという原点を大事にすべきかなと考えています。屋敷林等であるとすれば別のかたちで、保存樹林であったり緑地保全地域指定の拡大であったり、今は乗りにくいですから、そういう乗りやすさを考えるとかという、別の施策によって対応すべきなのかなと、今までいろんなところでぶつかってきた中で感じています。

それから、もう1点、少しだけすみません、お話しをさせてください。これの中にある、その上の特定貸付ですけれども、私たちは今までの現行法の中で農業体験農園を行っていますが、特定貸付になりますと株式会社であったりJAであったり、いろんな所が農家から農地を借り受けて市民農園を運営するようなことができるわけですね。

私たちは現行法の中で、農業経営の中で市民の皆さんを受け入れる体験農園を行っていますが、これがあまり拡大されていくと、基本的に幸か不幸か農家は農地を投げてしまうかたちの結果が起こってしまう。農地を残すためには色々な人の手が入ったほうがいいのだけれども、そのことによって、例えばお父さんが農業をやっていたけれど、息子さんが所得税の猶予を受けて、農業のことは何も知らないまま貸し付けてしまうわけです。そのことが果たして本当に農地を残すいい結果の方向に向かっているのかなという、一定の歯止めのようなものが必要になってくるのかなと。

農地の草刈り場みたいな状態になってきて、どこかで規制の緩和を待って転用とか、そんな方向に行ってほしくないなという。もちろん農地を残すためには、第三者の例えば受委託とか、農業者が特定貸付の中で、地方で行われているような農業経営の継承の支援というのはあり得ると思いますけれど、そこには非常に注意を払っていく必要があるのではないかと感じています。

【後藤部会長】 ありがとうございます。はい、お願いいたします。

【横張委員】 何点かコメントさせていただきたいと思いますが、まず国のほうの動きですけれども、このA3の資料の右のボックスの3番目ですか、社会資本整備審議会の都市計画制度の小委員会とありますけれども、私自身はこの委員会の委員ではないのですが、言ってみればこの委員会のアドバイザー的な立場としてこれまで若干議論にかかわってまいりまして、本来はこの委員会が中心になって都市計画法の抜本見直しというのを進めるはずだったのですが、政権交代とかその後の政権困難の中で、どうも機が熟さないということでもかなり頓挫してしまっています。しかしそうは言いつつもこの委員会はずっと継続しておりまして、継続的に農地の議論というのがこれまでなされてきています。

そうした中で、一つは都市計画法の抜本見直しの一環として、線引き、計画区域と市街化区域の指定をより弾力的に見ようということも議論されているものですから、そもそも市街化区域内農地という概念そのものがだいぶ揺らいでき始めているところがあるということが一つございます。

ただし、そうは言っても、東京都をはじめとした三大都市圏については今後も線引きというのは維持するというのが基本方向ですので、東京都に限って言えば、そうした弾力的運用というのはあまり影響がないのかもしれないかもしれませんが、全体的な議論としてはそういったことが一つには背景としてございます。

それから、もう一つはやや感覚的な言い方で恐縮ですが、この議論の背景で、やはり一つ常に特に都市計画サイドの方々から指摘される話としまして、農地が日本の都市にとっ

て大事だということは分かります。そしてさまざまな施策を通じて、今後きちんと農地を位置付けていく必要があるということも、それは認識すると。

けれども、それなりに手立てをすればきちんとやってくれるのでしょうねというのが、やはり都市計画側からの一つの大きな期待でもあり、またやや疑問視する点でもあると。つまり言い方は悪いですが、財産形成の手段としてこうした改正を変に使うことはないでしょうねというのが、やはり非常に根底にある意識の一つであるということとは否めないと思います。

そうした観点から言いますと、先ほどから議論になっております税制の問題等については、白石委員がおっしゃったように、例えば屋敷林であれば特別緑地保全地区の指定をかけることによってある程度守ることができる。特緑区は面積要件がないので守ることができる。実際に、例えば全国的に見ますと、福岡市等で農家の屋敷林に特緑区をかけて守っているという事例もございます。ですので、そういう方法もあるんですね。

ところが、なかなか運用例がないとか、あと税理士がこうした特緑区で保護をかけていくことに対して、例がないということも理由だと思いますけれども、やや後ろ向きであるといった中でなかなか指定が進まないというのが実態のようでして、特緑区を所管している国交省の側としても、そこになってくるともう、あとは自治体でやってくださいということで、あまり突っ込んだ、税理士等を前にして突っ込む議論というのをしないものですから、その結果としてなかなか指定が広がらないということがあります。だけど、制度としては運用できるものとして、例えば白石委員がおっしゃったようなかたちで、ほかの面からのあるいはサポートということもできるということになります。

ですので、そういったこともございますので、この税制の猶予という話はやや、それを本当に言うのでしたら、農業の側としてもある種の覚悟というか、決意を示していかないと、なかなか首をたぶん振っていただきにくいことではないかと思います。

【後藤部会長】 ありがとうございます。ほかには、はい、よろしくお願いします。

【中山委員】 遅れてきて申し訳ございません。失礼しました。

一つは、財産形成に資することになるのではないかと議論ですけれども、これは当然これが公的な制度として、この要求が確立していく中では、そういう配慮といいますか、そういうものはしなくてはいけないだろうと思います。それを農業を守りたい立場からも、自ら提唱していくということも大事なことだろうとは思っています。

ただ、現状の制度の中では、やっぱり結果的にどんどん農地がなくなっていく、農業が衰退していくということはもう続いているわけですので、それを変えるために何が必要かということが大事な論議の視点だと思います。

当然そういう財産形成に対する歯止めといいますか、そういうものはある面では放っておいても、こちらが望まなくてもやられると思いますけれども、こちら側からも提唱することは、自ら自覚していますよということはそのスタンスとして大事なことだろうと思いますが、むしろこういう納税猶予とか色々なかたちでの改善がされたときに、東京の中でしっかりと農業が発展する、農地が増えるかどうかというのは分かりません、まずは農地の減少をとどめるというところにはいかなければいけないわけですが、そういうかたちで結果として現れてこなければ、「制度を変えた意味がないよ」と言われてしまうことになるわけですね。

そこらへんはすごく大事な点で、財産形成に当たらないように配慮するというのももちろん大事ですが、それ以上に制度を改善させた上で、それがきちっと農業の発展につながるようなことを、私どもも言い出していかないといけないということがあるので

はないかと思っています。

それから、屋敷林等の問題ですけれども、ご指摘があったように現在の保護制度の適用実例というのがなかなかないというような状況もあって、当然これは、皆さまに釈迦に説法の話で申し訳ないのですが、あくまでも納税猶予の対象にしていくということは、農地が存続していくという前提での話ですので、農地が存続していないのに屋敷林だけ残すということは納税猶予の趣旨から言って当たりませんので、それはやっぱり具体的な法整備の中で厳しく問われて差し支えないところだと思いますし、また屋敷林だけではなくてほかの農業に関連した施設を置く所についても、それは現状としてはなかなか屋敷林のような保護政策というのはないものですから、これに絡める以外には手がないということだと思います。農地がきちっと残っているかどうか、残っていくかどうかというところをしっかりと厳格に見ないと、その周辺として含めていくということは認められないという、これはやむを得ないことだろうと思います。

また、白石委員からお話があった特定貸付制度の、農家自身がこの制度の中でどんどん農業から離れてしまうのではないかという可能性について、これは大事なご指摘だと思います。そういう制度改善をされた後で農業が発展しなくなったら何の意味もありませんので、そういう点ではむやみやたらに貸してもいいよというかたちには当然できない。

やっぱりある程度自助努力といいますか、個人で言えば相当長い間頑張ってきて、体が言うことを聞かなくなっていて、自分で自作ができなくなったときに貸すことが可能になるとか、色々な客観的に見て、農業という形態が存続していく上で貸付という制度を援用していくこともやむを得ないというものが、やっぱりハードルとして出てきていいのではないかと思っています。主体者が農業をやる気が全然ないのに、ただ農地だけ貸しているということでもいいのかということについては、まずは制度の変換期においてはそういうものが、やっぱりある程度のハードルはあってもいいのではないかと思っています。

ただ、特定貸付制度が生産緑地で認められていくことについては、農業にかかわっていく主体、かかわりたいと思っている都民はたくさんいらっしゃると思いますので、その人たちもある面で農業の主体者になっていくきっかけとして非常にいいことで、それは逆に言うところ東京みたいな大都会の中に、農地が存続していかなければいけない意味にも通じていくと思います。そういう面からは、やっぱり特定貸付制度については、目的を拡大していくということの要求は非常に大切ではないかと思っています。

ともかく農家の方々のご意見等もしっかり踏まえながらですけれども、どうしてもだんだんトキミたいになくなっていくのではないかということがすごく自分としては心配しております。無制限に緩やかにするということは当然いけませんけれども、何とかこの項目で出てきているところについては、東京都として、加筆訂正はあると思いますけれども、項目の中に含めていくということが大事ではないかと思っております。

【後藤部会長】      ありがとうございます。ほかにいかがでしょうか。お願いします。

【栗原委員】      農家を守って残すのか、農地を守って残すのかというところで、私は立場的に青年部として、若手の農業者を含めて仲間がそのまま農園を続けられるような制度をつくっていただければと思います。私も相続を経験しておりますけれども、やっぱり現実問題として相続が発生した場合に今は農地の減少は避けられない状況だと思います。

やはり制度として強くお願いしたいと思っているのは、生産緑地の地方自治体の買い取り制度をしっかりとさせていただきたいということ。買い取りをしていただいた生産緑地を、それを農地として意欲ある農業者に貸し出しをしてもらうということで、農地の減少に歯止めをかけるということをしていかないと、やはり相続が発生するたびに減っていくのは

もう間違いないと思います。

確かに納税猶予制度を使って農地の税額を下げることはできますけれども、もう皆さんもご承知のとおりだと思いますが、東京の農業者はなかなか農業だけで生活のほう成り立っているわけではありません。不動産収入等に頼っている人もたくさんおられます。そういった部分の税金は当然かかってきますので、トータル的に見て相続税を支払わなければならないと思ったときに、売るとなると、農地を売ってそのお金を充てるとというのが、やはり普通に考えた場合一番出てくる答えではないかと思っています。

なかなか今住んでいる自分の家屋敷を売って、自分の住む所は本当に小さくなっても構わないから農地は残そうと、そういう方も中にはいらっしゃるかとは思いますが、ただ大勢はやはり農地のほうを売って、それを相続税に充てるといようなかたちになってきてしまうと、これも現実的にあると思いますので、農地が減らないようにするためには、例えば自治体のほうでしっかり買い取りのほうの制度を、積み立てなり何なり色々考えていただいて、買い取りのほうをしっかりといただいて、それをまた農地として貸し出していただくというようにところに力を入れていただくのが、最低限農地を減らさないという意味では有効なのかなと思っております。

【後藤部会長】 はい。ほかにいかがでしょうか。お願いいたします。

【小坂委員】 農地を残したいということについてですけれども、農家の跡取り息子ではなくても農家をしたいという青年は居ますよね。だから例えば、うちの近所にもサラリーマンの息子さんですけれども、農業を将来、お金をためて農地を買いたいということを少し聞いたのです。でも、それはかなり不可能でしょう、とは言わないですけれども、農家の跡取り娘に婿にいったほうが早いじゃないかという話になったのですけれども、そういった農家の跡取りが居ないという家もたくさんあるわけですね。その辺りを私が思うに、たまたまそういう農業をしたい青年が、そういう農家の跡取りが居ないという所の農地を何とか引き受けるとか、そういった何か新しい制度ができたらすごくいいなと思ったりもします。

【後藤部会長】 ほかにいかがでしょうか。どうしても私自身も、当然基本的には農業経営の必要があって、その人たちによって今ある農地がきちっと保全されていれば何も問題はないわけですが、見てみるとやっぱりそういう状況ではなくて、農地がどんどん減っていくと。その減っていく農地をぜひ保全していきたいというのは都民全体の願いなので、そこに何とかつなげることができないかという意識が非常に強くなってしまいましたけれども、でもそのときに、野見山委員が言ったように、それが都民の人たちの感覚とどうバランスがとれているとか、そういうことが非常に大切なことだなと思って聞いていました。

私は、一番左に「根拠法の制定が望まれる」と書いてありますけれども、やっぱりきちっとしたこういう内容の根拠法ができて、それで根拠法に基づいて、一つは都市計画の中で農地というのは永続的な土地利用としてきちんと位置付けられる。それからもう一つは、都市農業の農業振興施策というものが、きちっと農水省も含めてやられていく。それでそういうものに基づいて、税制がきちっと農地を保全できるようなものになっていくという、そういう仕組みをやっぱり作っていかなくてはいけないのではないかと考えていて、具体的な税制ということになると、今は生産緑地とか色々なことがあるので、少しそれとの関係で複雑な部分が色々出てくるのではないかと聞いていました。

それで、議論の中で、まず生産緑地法について言うと、指定面積の基準の変更というところに、「農業経営上の必要性を基準として」とあるのですけれども、ここをどういうふう

に理解したらいいのかなというのが、事務局としてどう考えていらっしゃるのか。つまり都市の中にある農地というのを、もう一度農業生産にとって必要だということと、それから多面的機能という点についても必要だという、その両面からきちっと位置付けようとしているわけですから、ここで指定面積の要件というのはやっぱり自治体の判断、その間に農業経営上の必要性を基準としてというのを入れる必要があるのかなというふうに、自治体がそういう農地をきちっと位置付ければ、それに基づいて生産緑地の指定をしていくということができていいのではないのかなと思いました。

あと特に一番最後の所で色々問題になっていましたけれども、確かに屋敷林とか農業施設、用地というようなことについては、少し慎重に考えるべきことはあるのではないかと思います。この議論は以前から、農家の屋敷というのも農業的な利用として結び付いて確保されているとか、あるいは屋敷林というのも農的な風景を保全していく上で大事だとか、色々な議論の中で、その延長線上で出てきているものだと思います。

けれども、本当に今ある農家の屋敷を全部そのままそういう位置付けにしていいいのかどうかとか、あるいは屋敷林というふうに言ったものをもしその景観として位置付けるのであれば、それをきちっと保全する義務とか、あるいはそれをもう少し都民に開放していく仕方とか、色々なことと結び付けながらこの問題を詰めていくというようなことが必要だということが議論されたのだと思いますので、特に最後の部分についてはほかの方法も含めて、あるいはもう少し、あんまり細かい所までこの振興計画で書く必要があるのかということとかかわってきますので、どういう書き方になるかということはあるのですけれども、書き方はどうあるにしても、考え方としては少し整理しておく必要があるのではないかなと思って聞いていました。

特定貸付制度について言うと、白石委員の言われることも、確かにそういうことも考えなくてはいけないとは思いましたがけれども、法人化の可能性を開くとか、色々なことを考えていくと、今ある農家だけで農地を保全したり農業を維持していけないということを考えると、やっぱりこうやることによって何か新しい道を開くきっかけにでも、という意味があるのかなと思ったりしているのですけれども、どうでしょうか。ほかに何かご意見があればもう少し、本日は多分ここが議論の中心なので、ご意見があればお願いします。

【中山委員】 はい。

【後藤部会長】 よろしく願いいたします。

【中山委員】 すみません、何回も発言して申し訳ございません。

先ほどの屋敷林等の問題ですけれども、農地を存続するといいますか、農業を存続するということが当然の話であるとして、部会長がおっしゃられたような社会的な評価といいますか、周辺の方々のご納得といいますか、そういう、具体的におっしゃっていただきましたけれども、後藤部会長が言われた、地域に開放するとか、そういったことみたいなものも当然入れなくてはいけないと思います。

そういう面で、農業の存続に必要な範囲であり、かつそれが周辺的に、どういう表現がいいかわかりませんが、普通の言葉で言うと、都民の共感を得られるといいますか、周辺の共感を得られるといいますか、周辺住民からも支持される場合にそれを含めていくというようなかたちというのは、これは入れているのではないかなと思いました。

また、ただこれは他の委員の方と私の役割の違いみたいなところがあって、私もいろいろ東京の主張を実現しなくてはいけないところがあるものですから、少し乱暴な言い方になってしまいますけれども、例えば東京には50名を超える国会議員がいますが、なかなかそういう国会議員からの発言のベクトルというのが定まらないのですね。

当然白か黒かで片付かない問題があつて、灰色みたいな、いろいろ配慮しなくてはいけないことも当然いっぱい出てくるので、何か主張する際に大変非常にリベラルというか、知識的にレベルの高い方が多いんだと思うのですけれども、主張もするけれども、自らそれと同時に配慮しなくてはいけない事柄も併せて主張する場合が多いので、はっきり言うとかやっぱり主張がどうしても弱くなってしまう。

ちゃんと自分も欠点は分かっていますよということは、当然色々なことを考えている立場から入ってきますので、そういうことを含めて主張していくと、じゃそんなに緊急度が無いのかなとか、そんなに切迫していないのかなとか、そういうふうにやっぱり力学上なっていないかという気はすごくします。

そういう面で、今、後藤部会長もおっしゃられたような、言葉の配慮をきちっと、配慮という言い方が失礼に当たれば申し訳ございませんが、それをきちんとした上で、項目としては農地存続のために、あるいは東京における農業の発展のために必要なものは、明確に伝わるかたちで入れておくということが大事ではないかと感じました。

【後藤部会長】      お願いします。

【矢野委員】      税制の問題はなかなか難しく、そうしたことを考えると、本当に農地を残すために相続税が大変だということから、そのための対応が何らかの手立てとして必要だなということまではいくのですが、実際に農家の方々の状況を見ている場合に、東京の農業者が本当に経営的に非常に厳しい状況にあるかというのは、中々伝わってこない面が一方ではあるのですね。

そういった中で、今日色々皆さんのお話を伺っていると、最初にレクチャーを受けたときはなるほどと思っていた面もあったのですが、単純に解決策ではなくて、むしろ課題がきょうは幾つも出されてきていると思います。

だからそういった面では、さっき中山委員が述べられていた言葉として、強調すべきところはきちっと出さなければいけないのですが、一方課題をきちんと併記して、その対応が税制上で解決できるのか、それともトータルの振興プランの中でほかの手立てで解決していけるのか、その辺りまで少し出せるような振興プランになればいいものができるかなと思っています。きょうのところはひとまず次の答申全体を見通すときに、その課題をどこのところで手立てしていくのかということところが、ちょっと見通せるところまで論議をすればいいかなと思っています。

【後藤部会長】      お願いします。

【横張委員】      すみません、時間が多少あるということでしたので、若干都市計画サイドの議論をフォローさせていただきたいと思います。国レベルが特にそうなのですが、都市計画制度、特に緑地をめぐる制度の中では、公共施設としての公園とか緑地から民営緑地へ焦点が大きく移行しているというのは、これはもう疑いのない事実だと思います。

しかし、その背景には、もちろん自治体において税制的な問題から、なかなか公共施設としての緑地の整備が進まないという事情がもちろん一方にあるのですけれども、それだけではなくて、同時に今、公園とか緑地をめぐる一般の市民の方々が、行政側によって提供された完成された空間ではなくて、その空間ができていく過程とか、あるいは維持されているプロセスの中に、自分たちがかわるということが非常に重んじられてきているというムーブメントが背景にある中で、その民営の緑地に対しての期待が非常に高まっているという面もこれは否めないと思います。

そういう観点から申しますと、民営緑地の一つとしての農地、ないしは里山とかあるいは屋敷林とか空閑地なども含めて考えていいかと思いますが、こういったものに対する都

市計画側からの期待というのは、もちろん都市内に残る緑地であるという観点から、いわゆる都市利用の一つとしてという点もありますけども、同時に都市に暮らす住民がそこにかかわることのできる緑であると、その形成に対して、整備に対してかかわることができるというところにも期待は非常に大きいということだと思います。

であるとするならば、今回の制度改正に向けた話についても、もう少し都市住民がどうかかわるのかといったあたりも強調されていいのかと思います。恐らくそうしたことを強調されたほうが、特に都市計画サイドとしてはこうした議論を受けやすいということがあるのではないかと思います。

先ほど白石委員が良い農業をやることが大事だということをおっしゃっていましたが、その良い農業という中には、恐らく都市でなければできない農業、まさに体験農園などがその一つだと思いますが、そういった側面も含みつつ、その良い農業というのが都市の住民を絡めながら展開されていくといった点も、もう少し強調されてもいいのかと思いました。

【後藤部会長】 はい、どうぞ。

【白石委員】 横張委員のご意見を踏まえてですけど、先ほどのご指摘の中に、都市政策側としては前向きに、今回の地震も含めてですけども、緑地保全とか農地保全というのは恐らく追い風にますますなっていく現状の中で、やっぱりそれを受ける側の私たちがどう捉えていくかが非常に重要な問題だにご指摘がありまして、私たちもそれをととても大事に受け止めるべきかなと。

例えば今日ですけど、栗原委員にしても小坂委員にしても、私も含めて、このお二人を含めた私たちは、それについては問題ないですね。問題となるのは、先ほど小坂委員のお話があったように、後継者が居なくて担い手が居ない方とか、あるいはどうしても農地を維持して保全して、農業に取り組むことに対してやっぱり消極的な方がたくさんいらっしゃると思います。

恐らく農対審の目指す方向は、その人たちにいかに農業を魅力的に感じてもらって、一歩踏み込もうかな、もちろん私たちもそれに向けて協力して仲間を増やしていく努力をしないといけないと思いますけれど、そういう方向に向けた後押しがいただけたらなというのが一つですね。

もう1点から言うと、同時にそれは横張委員のご指摘のとおり、やっぱり今まではどんどん技術を高めて品評会で特賞を取ったり、市場で評価される巧みの農家が優秀な農家だったのですが、もちろんそれはそれで大事ですけど、それを目指せる農家はほんの一握りしかいない、つまりそういう意識を持った農家というのは、ほんの一握りだけでも、大変申し訳ないですけど東京都の技術面での支援は、その技術を持った方ばかりを一生懸命育てようとする政策がいまだに続いていますよね。

むしろそこはシフトして、横張委員のお話のように、地域を巻き込んで、地域の皆さんが楽しんで、例えば体験農園だって技術だと思いますよ。40種類の野菜を市民の皆さんに満遍なくできるように指導する技術というのは、日本農業賞も頂きましたけれども、一緒に頂いたのは地方の素晴らしい技術を持った産地の集団と一緒に頂きました。例えば諫早のカーネーション部会なんかは、本当に小さなピンクのカーネーションの色の細かい所まで10軒がまとまっていい色を出しているという、高い技術を持った者と同じように評価してくださっています。

ところが、そういう都市型の農業の市民を入れたり、例えば百点を目指さない60点とか70点の農業を、あまり今までは技術を評価してこなかった。私も農学部出身ですか

らよく分かります。

しかし、都市の農業というのはそうではなくて、もっと開かれた交流型の農業という技術革新がやはり施策として必要ではないかと。それはまさに今までの農学の世界では未知の世界だと思います。最初に誰もやっていないですから、お手本がないですから。それをやるのはもう東京しかないではないかと。まさしく東京の特殊性、市街地を持っている特殊性の中で、振興政策の中にそういう農業を志向していく、目指していく。

そうすると40歳になっても、帰ってきた農家、農業後継者が今までサラリーマンだったけれども、40歳からでもやれる都市型農業とか、後継者が居なければ特定貸付の手法を使って新たな担い手をつくり出す方法とか、その辺りの方向性をぜひ打ち出していただきたい。私たちもそれを模索していきたいと思っています。

【栗原委員】 本当に今、白石委員に言っていただいたとおりで、特殊なこと、特別なことをやっている農家さんばかりが注目されるのではなくて、これだけの大消費地の中にあって、早朝に収穫した物がその日の朝9時には直売所のほうに並ぶという、そういう本当に普通の農家さんのところにもう少し光を当てていただいて、それが本当にどれだけ、われわれも一生懸命やっていますし、大変なことだということも分かっていたきたいです。周り、隣近所が本当にもう消費者という、そのプレッシャーの中でやっている。その中で、朝獲った物をその日の朝9時には店頭には並ばせているというような農業を、みんな本当に一生懸命やっているところをご理解いただいて、そういう本当に普通の農家さんをちょっと後押ししていただけるような方向性に、施策も持っていったいただけると本当にありがたいと思います。

【後藤部会長】 議論が、2番目の議論に少し移っているので修正したいと思いますけれど、その前に、今回の部会が行われている状況というのは、先ほど説明があったように、国交省も農水省も都市農業にかかわる制度の問題を考え直そうという時期に、この部会があって答申が出されるということを考えると、この制度要求というの、今回の答申の中では、今まで以上に大事な位置を占めることになると思います。

きょうは、具体的に三つのことについてこういう方向でというのが出されましたけれども、これで十分なのか、あるいはこれに欠けている部分がないのかどうかということについて、少しご意見を頂いた上で2番目の議論に移りたいと思いますので、もう一度この資料1のまとめを見ていただいて、一応今回の答申としては、制度改善に向けての要求として言うと、大体こういうことを盛り込めばいいのか、あるいは欠けている部分があるのかないのかということ、ご意見を頂いた上で次に進みたいと思いますけれども、いかがでしょうか。

【中山委員】 よろしいですか。

【後藤部会長】 はい、お願いします。

【中山委員】 なかなか欠けている所が思い当たらないといえますか、たくさんあると言えばたくさんあるのかもしれませんが、制度の改善のポイントとしてはこれで大きくは良いのではないかと思います。

ただ、先ほど後藤部会長からお話があったように、屋敷林等については周辺の理解というのが非常に大事だと思います。

そういう面で、都市計画的手法になるのかもしれませんが、地区計画で位置付けるとか、そういうことができるようになれば、それは周辺の理解というところでは曖昧模糊とした表現になりますので、それが周辺の方々の理解をいただいて、その地域の発展計画の上で、そういう農地の周辺の施設、屋敷林等も含めて残す必要があるということ、

一経営者のためだけではなくて地域が望んでいるということをかたちで表すとすると、そういう地区計画的なものの位置付けとか、そういうかたちになるのかもしれないと感じました。

【後藤部会長】 はい、以上でよろしいですか。

それでは私は、先ほど矢野委員がおっしゃったことと関係するのですけれども、やっぱり当然これだけで十分なわけではなくて、こういう問題もこういう問題も抱えているということの整理をして、今の時点では特に具体的な定義としてこういうことを要求するというふうに、これがすべてではないわけですから、その辺りが分かるように答申の第3章で少し記載する必要があるのではないかと思います。

それで、具体的には、今の段階で大体こういう内容で記載すればいいという委員の皆さんの意見ですので、具体的な内容としては今日出されたようなものを中心にして記載しながら、これでカバーできない問題というのがあるので、それについてもまだこの段階では具体的な定義にはならないけれど、少し抽象的なかたちで、こういう問題がまだ解決されていないで残っているということを記載していただくようなかたちで、第3章をまとめていただければと思います。

## (2) 答申（素案）について

【後藤部会長】 それでは、残りの時間ですけれども、議事の2にいきたいと思います。答申（素案）ということで、議論していただきたいと思います。

ただ、これを全部説明していただくのはボリュームがあって大変だと思いますので、まず第3章は一応省いていただいた上で、前回までの議論を踏まえて特に重点的に説明すべき所は説明していただくというかたちで、事務局のほうから説明いただきたいと思います。

### ① 答申（素案）についての事務局説明

【事務局】 それでは、事務局のほうからご説明をさせていただきます。

まず、1ページですけれども、第1章ということで、東京農業を取り巻く環境の変化と現状ということで記載があります。これにつきましては第1回の農業部会で資料を説明させていただきましたけれども、それを文章化したものでございますので、このところは後で読んでいただきまして、何かあれば次回にご意見を頂ければということで省略をさせていただきます。

次に、6ページをお開きいただきたいと思います。第2章の東京農業の振興方向でございます。これにつきましては、前回の農業部会で各委員からいろいろご意見を頂きましたので、修正した部分につきましてご説明をさせていただきます。主な訂正箇所につきましてはアンダーラインが引いてあります。また審議会の答申というかたちをとりますので、「べきである」とか「必要がある」というような提案型の表現としてあります。

まず、1生活密着産業としての東京農業力の発揮でございます。これにつきましては、各委員から「産業力」という言葉が東京の農業にはふさわしくないのではないかとご意見を頂きました。なかなかタイトルについてはいろいろ悩んだところでございますので、こんなかたちにしておりますけれども、また後でいろいろご意見を賜ればと思っております。

す。

ただ、ここで述べている農業経営、担い手、それと農地などの政策基盤の問題については、やはり産業という視点から述べる必要があるのではないかなと考えておりまして、そのほかの要素につきましては、第3の多面的機能とか、そういったところでの記載が可能かなと考えております。

また、野見山委員のほうからは三つの柱の順番につきましてご意見を頂きましたが、事務局といたしましては、やはりここが東京農業を支える基本的な要素、これが経営、担い手、農地ということもございまして、できればこの順番でお願いできればと考えているところでございます。

次に、6ページの(1)の②でございますけれども、この所で白石委員から農業体験農園が3章に入っているのはおかしいのではないかと、農業体験農園は立派なアグリビジネスである、まさに産業であるというお話がございました。それでここにつきましては、中山委員のほうからも、もう少し例示を含め記載すべきだというご意見がありましたので、ここははっきりと「体験農園」という言葉を入れさせていただきました。もとよりそれを想定して記載してあった所でございます。

次に、(1)の③でございます。これは委員から「自給力」というようなお話がありました。それで自給力を目的に掲げるのはなかなか難しいということで、また先ほど栗原委員のほうからもありましたように、経営的に規模が大きな農家だけでなく、いろんな農業者がいらっしゃるというようなご発言もありましたが、その辺りも踏まえまして、アンダーラインのように、地域で農業者がまとまることによって、地域の農業の生産力の強化を図っていくと、このような表現にさせていただきました。

また、ここで中山委員のほうからは、普及指導員に関する色々ご意見がありましたけれども、普及指導員につきましては、この振興方向の各項目に横断的に関わって現場で支えるという役割を果たすことになっておりますので、なかなかこの中ですべてに登場するというあたりはちょっと難しいということでございますが、具体的には農業者に対する技術や経営の支援、各種研修などを担うと、そういう項目にかかわっているということでございます。

次に、9ページでございます。2の都内産農産物の安全・安心の確保と地産地消の推進でございます。野見山委員からは、東京型有機農業等の言葉の使い方についてご意見を賜りましたので、そこを訂正させていただきました。

また、各委員から放射性物質への対応をしっかりと記載すべきだというご意見を頂きましたので、9ページの2の(1)の下の所に、「原子力発電事故に伴う放射性物質による農畜産物の汚染については、都民の不安を払拭するための取り組みを総合的に実施していく必要がある」というのと併せまして、②のところでも少し具体的に、「放射性物質による汚染については、都内の各地域、各種農産物で放射性物質の検査を徹底するとともに、土壌や堆肥、飼料などの生産段階での安全性を含め、さまざまな面から安全確保に取り組むべきである」というような記載をさせていただきました。

次に、三宅委員からは島の運賃補助のお話がございました。具体的には、運賃補助につきましては東京都の中でも港湾局が所管しているところではございますが、島の農産物の流通の問題は非常に重要であると考えております。今回、素案の中でも(2)の①の中に新たに「島しょ農産物の流通改善」という言葉を具体的に盛り込ませていただきました。

また、中山委員からは地産地消のネットワークづくりは非常に重要な視点であるから、検討ではなく踏み込んだ表現にすべきとのご意見がありましたので、これも同じく①の部

分ですけれども積極的な表現といたしました。

それと矢野委員、また小坂委員からは、東京農業や農業者の取り組みへの消費者の理解を進める必要があるというご意見を頂きましたので、(3)の②、農業者のこうした取り組みやという所にアンダーラインが引いてありますが、こういった部分、また後ほどご説明いたします第4章の所で記載をいたしております。

次に、11ページの豊かな都民生活と快適な都市環境への貢献でございます。これは横張委員のほうから、首都直下地震等の災害発生時については、食料自給などさまざまなメニューを総合的に語る必要があるとのご意見を頂きました。これにつきましては(1)の④に記載させていただきましたが、ただご主旨からは十分な記載になっていないのかなというところも少し感じておりますので、またご意見を頂ければと思っております。

また、白石委員からは、都で行っていく方向性を具体化するような拠点をつくるべきという意見がございました。これはなかなか具体化は難しさもありますが、(4)の②のアンダーラインのように記載をさせていただきました。

また、矢野委員からは、(4)の表題について都民とともに作り育てるというふうにしたほうがいいのではないかとのご意見がありましたので、そのようにいたしました。

以上、第2章について委員のご意見を踏まえて改善させていただいた所について、ご説明をさせていただきました。

次に、第3章は先ほどの制度のお話ですので、第4章をご覧いただきたいと思います。20ページです。新たな東京農業の展開を支える仕組みづくりでございます。ここでは、東京の農業を振興していく上で、やはり農業者、都民、行政などが、それぞれの役割を発揮しながら連携、協力していくことが重要であるということで、その求められる役割について整理、記載し訴えているというようなかたちの章を設けました。

20ページをお開きいただきたいと思いますが、1の農業者や農業団体の役割。この中の農業者でございますが、やはり安全性を確保した農畜産物の生産、またその生産情報の提供、これに対する都民の期待が大きいということで、この辺りを入れました。

また、農地の適切な管理、また農業・農地の果たす役割を十分認識して、地域に貢献する取り組みを進めていくと、こんなようなことを記載しております。

次に、農業団体のほうでございますが、農業団体につきましては、農業委員会、また農業会議、農業協同組合、また農林水産振興財団、こういった団体につきましてはそれぞれの役割を持っておりますので、これらの役割を発揮していくというような記述でございます。

2番の都民の所でございます。都民につきましては、そこに記載がありますように、東京の農業者が抱える課題を理解し、それを消費行動などに表すことが農業者を支える大きな力になるということで、21ページのほうに移りますけれども、農産物直売所での農産物の購入、農業体験農園、観光農園などの積極的活用、援農ボランティアとしての支援。

また、先ほどの制度の問題につきましては、その課題を農業者と共有し、農業者とともに改善策を国に求めていくというような記述をしております。

次に、行政のほうですけれども、東京都でございます。これはやはり広域的な自治体として都民や農業者、区市町村、農業団体と連携、またその推進体制を充実していくと。

また、内部の農地を保全、また農業振興、都庁関係局がございまして、こういった所との連携を強化していくと。国に対しては、制度改善を強く求めていくというような記述でございます。

また、区市町村につきましては、やはり農業・農地をまちづくりの中にしっかりと位置

付け、農地の保全を図っていく取り組みを進めると。また区市町村内の部局連携に努めるということを記載しております。

国につきましては、画一的な農政を転換すると。市街区域においても農業経営が継続できるよう、制度改善や振興施策の充実に努めるなど、地域の特性を十分に考慮した施策展開を図る必要があると、このような記載をしております。

このような役割を持ちながら施策展開をしていこうというような記述でございます。

## ② 答申（素案）についての審議

【後藤部会長】      ありがとうございました。

第2回の部会でご出しいただいたご意見を、十分反映されている部分もあるかもしれませんが、不十分な部分もあると思いますので、残りの時間はご自由にご意見をお願いしたいと思います。はい、お願いいたします。

【横張委員】      順番に3点ほど指摘させていただきたいのですが、まず第一に6、7ページ辺りですが、「収益性の高い」という表現が繰り返し何度か出てきているようですが、産業であれば収益性を高く考えるのはある意味当然で、あまり収益性が高いということをごここで幾度も強調される必要が本当にあるのだろうかという気がいたしました。

むしろ先ほどの白石委員のご発言等とも絡むと思いますが、「東京という土地の優位性を活かした新しい農業経営の育成」といったような、そういう点をむしろこの辺りは強調したほうが良くないかなと。

具体的に言いますと、例えば(1)の①とか、あるいは(3)とか、そういった辺りにおける収益性が高いという表現を、それはもう当然のこととして、しかしより踏み込んで、大都市に対する本当に特性を活かした新しい農業経営といった辺りに少しウエイトを置いたらいかがでしょうかというのが第1点です。

それから、2番目に関しましては12ページで、私が前回言っていたことに対してということで、12ページの④、アンダーラインの部分のことですが、基本的にはこれで結構だと思いますけれど、首都直下地震ということが特記されておりますけど、これは恐らく首都直下に限らないと思います。

具体的には、例えば東南海、南海が起きたときに、物流が西からストップするということは十分想定されて、そうしますとその間接的影響というのも非常に大きく出てくるのが考えられると思いますので、そういった意味からすると、「今後発生が想定されている大規模災害」といったような、少し何れとも取れるような書き方にここは変えたほうがいいかなと思いました。

それから、最後に21ページ辺りになろうかと思いますが、21、22ページ辺りですが、都民という所で、体験農園とか観光農園とか、あるいは援農ボランティアという所になかなか収れんした書き方になっていますが、もちろんそれも当然あると思いますが、同時に新規就農みたいなことももっと想定してもいいのではないかと思います。

従って、都民イコールただお手伝いとか、農家側が用意した器に乗る人ではなくて、都民も積極的に新規就農を考えるんだといった点ももう少し強調されてもいいのではないかと思います。

【後藤部会長】      はい、お願いします。

【矢野委員】      少しページを追って、私も6、7ページの所で、一つ目は、6ページの(1)

の③の所で、地域で農業者がまとまりというのがありますが、これはどういうことを言っているのでしょうか？後半の 20 ページの農業団体の所と、これが何らかの役割と結び付くとすれば、農業団体の所に、6 ページに地域で農業のまとまりのかかわりが入っていないので、この言葉をどう捉えていいのかお聞きしたいなと思っています。

それから、7 ページの所ですけれど、(3) で多様な担い手という所で、ここで都民とかが出てくるわけですが、私も横張委員と同じですけれど、20 ページの都民の所に、多様な担い手の一員であるという所で、ここと結び付けた都民の役割は書いておいたほうがいいかと思います。

それから、9 ページですが、2 番の (1) の②の安全性に関して、放射能関連のことが記載はされましたが、放射能関連については、ただ安全性を受ける側が確保してもらうだけではなくて、もっと放射性物質の検出度が高い所は、土壌改良とかさまざまな除染も含めた放射能に対応していく農業技術や対応も当然されているわけですね。それは東京では関係ないではなく、そういったところもある意味では書いておかないと、ただただ安全を確保すればいいだけという視点になっていきますので、②の所は、(1) の辺りのどこの部分がいいのか分かりませんが、そういう対応も入れ込んだほうがいいのではないかと思います。

それから、今回の振興プランは本当に都民がもっと主体的にかかわることが要求されている時代にきているのだなというのを、この間の論議を受けながら痛感をしてきていますので、先ほど税制の所で横張委員が言われた、いわゆる民有地が整備されていく中で住民がどうかかわっていくかというようなこともありましたから、それは 20 ページの 2 番の都民にかかわる所に、単に既存のものに本当に僅かにかかわるというのではなくて、まさに先ほどの担い手の一つであったり、それからまさにその過程にかかわっていくところを、もう少し書き込んでおいたほうがいいのではないかと思います。

【後藤部会長】 ほかにはどうでしょうか。はい、お願いします。

【野見山委員】 これまでの議論で修正していただいた所と、まだ少し不十分ではないかなという所を申し上げます。

一番最初の 6 ページの 2 章の 1 の、「生活密着産業としての東京農業力の発揮」という、言葉があんまりすんと落ちてこないですね。産業としての東京農業力の発揮、何を言いたいのかよく分からない。たぶん農業プランだから、産業としての農業を明確に位置付けたいという、事務局としての意気込みというか意思は感じるのですが、先ほどからずっと議論があったように、産業ビジネスでしっかりやっておられる農業者もそれなりにおられるけれど、圧倒的多数はそうではない農業者の部分だし、先ほど矢野委員がおっしゃったように、やっぱり都民と一緒にやっていく農業とか農地管理とか、そういったことがたぶんこれからの 5 年とか 10 年というのはますます重要になってくるというのが、この部会で出てきた一つの結論ではないかと思います。

ですから、この書きよう等をもう少し工夫してもらいたいと思います。やっぱり昔の農業基本法の時代の専門的農家育成、また生産力をどんどん向上させていくという、そういう時代ではないのではないかと。特に東京農業というのは、もうとっくにそういう時代ではなくなったように思います。

あと 9 ページの 2 の②の中段の安全性に関するという、放射性物質の汚染、放射能汚染のことを書き込んでいただいているのですが、ここはまずマッピングをやって、ホットスポットの農地の部分はしっかり除染をするという、それは行政の役割だと思いますね。いや、それは区役所とか市町村に任せるといって東京都として逃げるのかもしれない

んけれど、東京都は東京都としての、それを指導する役割があると私は思います。出荷された食品や農産物を何ベクレルだって検査して、これは流通していいですよという話ではなくて、やっぱり積極的に汚染された農地はしっかり除染していくということを意思表示していく必要があるのではないかと思います。以上です。

【後藤部会長】 はい、お願いします。

【白石委員】 ただ今の野見山委員のご意見を受けてですけれども、第2章の1の「生活密着産業」というのは、私は個人的には悪くないなと思っていまして、まず一つは、私は一人の農業者として、正直申し上げて市民のために農業をやっているわけでもないですし、地域の理解を得るために農業をやっているわけでもなくて、一つの経済行為を持って自活した、例えば東北の皆さんも今一番必要なのは仕事だという、それは自ら独立した経済行為によって自ら自分が稼ぎ出すことが必要であって、その稼ぎ方の手法が地域と共生したり仲良くしていく手法であって、われわれはやっぱりこの資本主義社会の中で経済行為を行う仕事をしているという点では何ら基本は変わらないですね。

でも、それを捨ててしまったら、農業は産業としても成り立っていないということを自ら認めてしまうことで、私は自立した産業で最低600万以上は所得を得たいとか、こっち側に500万の農業外所得があるから農業はどうでもいいやとは思っていないわけで、農業は農業として自立した産業としていたいというのが農業者の誇りでもありますので、これは基本的には捨てたくないというのがあって、もう一つが、どういう状況にあっても、ここは東京都の産業労働局農林水産部の中の農業という産業を振興するセクションにあるというところから考えると、農業という産業が豊かになって、その手法が地域に還元されているような役割を持って、初めて何の支援というか、わずかの支援で自立していける。自立する力がなければ、行政支援や国の施策に依存して生きていくしかないわけですけども、そのところはちゃんとこだわりたい。

ですので、1番の(1)なんかは特に、1300万人の都民を抱え、どうでもいいようなことですが、多様な産業が集積する東京の活力と潜在能力ですね。潜在能力はかっこ書き農業の「農」と書いて、産業としての潜在能力の中にもっといろんな「農力」があるじゃないかということを加えてもいいかなと。掛け言葉みたいでどうでもいいですけど、それぐらいの思いを持っている。単なる能力じゃなくて、農業の力であるというぐらい語っていいかな、なんて少し言葉が悪いですけどもと思っています。

それから、2点ありますけれど、もう1点が、やっぱり都市にいて消費者を抱えていて、食料を生産する傍ら、都市と農村をつなぐ何か役割を都市農業は持っているのではないかと、食料・農業・農村基本政策審議会、去年から食農審の委員をやらせていただいて、基本計画に基づいた施策で、企画部会で白書の審議をしていますけれど、白書の中にも都市農業をもっと盛ってくださいというお願いをして、字数が増えているのですね。

そのときに、東京の農業がわが国農業の中でどういう役割を果たすのかということを語る必要があるのかなと思っています。つまり国レベルから都市農業が大事だよというのであれば、都市農業からわが国日本の農業の中で、私たちはどういう役割を持っているだろうということをやっぱりきちんと書いておく必要が、国との農対審の関係から言うと必要なのかなと思っています。先ほど後藤部会長からも、国の中でそういう部会ができつつあるとなれば、それに答える用意をしておく必要があるかなと思っています。以上です。

【後藤部会長】 ほかにいかがでしょうか。はい。

【中山委員】 都民をお手伝いじゃなくて担い手の一人として位置付けるという、横張委員、矢野委員のお言葉はそのとおりだと思いますので、賛成させていただきます。

それで同時に、これは私が申し上げることではないのかもしれませんが、白石委員からずっとお話があった百点、60点の話はすごく前回からも印象に残っておりまして、60点と言われますけれど、それは価値観の問題であって、別の点から採点すれば、その60点のほうがちろ百点であるという採点基準があるじゃないかと思いますね。

そういう面で、7ページの担い手づくり、ここにやっぱり東京の特殊性を意識した担い手づくりをしなければいけないよということを入れ込まないと、もちろんそういうところも当然あるわけですけど、単純にどこの地域でも当てはまるような農業の担い手づくりということになってはいけないと思います。プラスして、生活密着という言葉がいいかどうか分かりませんが、やはりその周辺の方々の参画を上手に得ながら、そして発展していかなければいけない農業経営だと。農業経営のスキルということについて言うと、そういう東京の特殊性みたいなものを意識した農業経営のスキルが求められてくるということを書き込む必要があるのかなという気がいたしました。

それから、12ページの④の所で、井戸のことを書いていただいて大変良かったなと思いますけれど、ぜいたくなことかもしれませんが書き加えていただけるとすると、そういう生活用水をいざというときに地域住民に供給できる体制を整備するとか、そういうことが大事じゃないかと思います。

というのは、いったん造ったからずっとそれが供給できるかって、やっぱり土で埋まったりすることもありますし、そんなことはないですね。今回の地震でもかなり驚かれた都民の方が、逃げ込まれた農地の方もいらっしゃって、その方々に一生懸命井戸からお水を提供された方のお話もお伺いしたけれども汲み上げるのも大変です。だから手汲みで果たしていざというときに役に立つのかなという気もいたしました。

本当にそういう面はいろいろ課題だと思いますが、これは今要求の場ではありませんので、プランを検討する場ですから、そういう供給できる体制を整備するとか、そういう単に井戸があればいいんだよということではなくて、その能力を発揮し続けるために、何らかの手が必要だということ意識した書き方にさせていただけるとありがたいと思っております。

【後藤部会長】 ほかにいかがですか。はい、お願いいたします。

【栗原委員】 しつこいようですけれども、先ほども少し言わせていただいた生産緑地の買い取りについてですが、21ページの3の行政の所の東京都のちょうど真ん中辺りに、「都市農地の保全などのさまざまな分野で、多角的に対策を講じていく」という中に意味合い的には入ってくるのかなとは思いますが、できればせつかく生産緑地の買い取りという制度がありながら、今現実的には全く機能していない状態なので、これははっきり文言として入れていただいて、「これが実現できるような対策を講じていく」というような文言をしっかり入れていただければと思います。

【後藤部会長】 はい。

【小坂委員】 都民も一緒にというとてもいい言葉ですけども、現実というのかな、相続で農地が住宅になったりしますね。自宅のすぐそばに、農家のすぐそばにもある日突然、建売住宅が20軒、30軒、本当に瞬く間に建つわけですよね。そして農家の人と、その新しく来たそういう建て売りを買った人たちの間が、必ずしも現実問題として円滑にいくとは限らないわけですね。そういうことというのは、たぶん行政の人たちには、現実、くみ取れない問題だと思います。

もちろんそういう地域住民と農家の人が円滑にやっていくということはとても大事なことですけれども、なかなか現実問題として、何でしょう、前回も申し上げたように割と農

家の人って寡黙な人が多いわけですよ。時間サイクルの使い方もお勤めしている方とかなり違ってくると、やはりそういう新しく来た人たちからすると、そのうち大体変わり者みたいになる、全部がそうではないですけども、受け取られる方も多いですよ。そうした農家の人と一般の消費者……、消費者と言いますけれども、そういう方たちと必ずしもこの地域が円滑にうまくいくかなと思うと、理想とかけ離れたところがかかなり現実問題としてありますよね。その辺りをどうにかしないと、中々都民と一緒に農地を共有、都市農業を考える上で、やはり現実問題がかかなり左右してくると思います。その辺り、現実問題を見据えていつていただきたいと思います。

【後藤部会長】 今言われたとおりだと思います。すぐには中々、矛盾もあるので。

でも、方向としてはお互いに理解する方向を目指して、少しずつでも進んでいかなければいけないということは事実なので、そういう方向にこの振興計画が少しでも役立つものになるように作っていくということだと理解しておりますけど。

【野見山委員】 白石委員の意見に反論するわけではないのですが、意見に触発されてもう少し議論を深められれば良いと思って発言します。農業プランとか農業者とか農家とひとくくりにして議論をすることによって突き詰めたいものと、もう少しきちんと峻別しながら議論したほうが良いという部分があるのではないのでしょうか。

東京都の農家が、販売農家が2010年に6800戸とありますけれど、100万円未満販売なしというのが半分いらっしゃるわけですよ。さらに別の尺度で言うと、自給的農家、第二種兼業農家というのは1万3000のうち9000だから約1万戸ぐらいおられて、専業農家は2200戸ぐらいしかおられないという中で、さらに島しょ地域や多摩、また区部という、そういう非常に都市化の程度なり地域経済の違いもあるということを恐らく事務局は十分承知しながら、こういう最大公約数か最小公倍数か分かりませんが、そういったところで用語を使いながらプランを作っていると思います。東京農業と言った場合にどういったイメージを、このプランを読んだときにみんなが共有できるのか。区部のマンションの中にある点的な農地というのをイメージするのか、島のような非常に狹隘で傾斜地がある農地をイメージするのか、また半農半漁みたいな農家漁家をイメージするのか、非常にこれは多様だと思います。

そういった農業者なり農業のスタイルの多様な中で、こういう産業とか東京農業力ということを使う場合、何かもう少し区分けしたほうが丁寧な議論なり丁寧なイメージができるのではないかと、少し白石委員の意見を聞いて思った次第です。

【後藤部会長】 いいですか。その部分は2回目で議論されたところで、やっぱり今回少し抜けているかなと思いますね。本日は、さっきからずっと議論していて、東京農業を産業として確立させていくときに、産業としてという意味は日本一般の農業とは違って、東京的な産業としての農業があるという部分はぜひぶん議論して深まったというふうに思います。

ただ、今、野見山委員がおっしゃったことですからけれども、1回目なり2回目に中山委員もおっしゃいましたし、私も別の意味で言ったのですけれども、やっぱりもっとさっき言われたような部分があって、それは東京という非常に高い土地がある中で、非常にもったいない。本来的に言えば産業としては確立しないけれど、持っている農地とか、それを農業的に利用することによって発揮できる潜在能力は沢山あるはずだと。その部分をやっぱりもっと発揮させるという部分も、東京農業にとって非常に大事なところなので、だから産業力というものを外すことはない。産業力というのは東京の場合にどういうものなのかということを明確にして一方で使いながら、でもその産業力だけではない、今言ったような

農家がもっと努力すれば、都民のためにもいろいろな能力を発揮できるような土地とか、そういうものを発揮させていくということももう一つ大事なので、何かそういうものを両方含めて農業力というかたちで理解したのかなというように考えると、今、野見山委員が言われた部分の記載がどこかにまとまってあったほうがいいのではないのかなという気がいたしましたけれども。ほかの委員はどうでしょうか？

【白石委員】 今のお話は後藤部会長の一つのお考えで、共感させていただきます。野見山委員に、せっかくの議論のチャンスですから一言。

このデータを頂戴して、半分が自給的であると。そうしますとわが国の農業のデータを見ても、そんなに変わらないわけですね。そうすると、考えていくと 10 アール当たりの例えば収益性を考えるというのが農業の基本であるとすれば、米であれば 10 万だし、キャベツやダイコンが 1 個売れたとして、4000 株が 1 反部に入って 40 万であると。やっぱり施設や直売をすれば、80 万、90 万、100 万、たいていの家は 100 万を超えている。

野見山委員は農林水産祭天皇杯の時にご審査を、体験農園で NHK 杯を頂きましたけれども、日本農業全体の中から農林水産祭で評価をするときに、極めて経済力を見てきますよね。私たちが一番心配していたのは、経済的に劣っていることが非常にハンディになるのではないか、要するに片手間な農業じゃないかと見られることが非常に、国全体の優秀な国の政策がどーんとして入って、何億円も入っているような大産地で何十億も売り上げているような所が評価される中で、われわれもその評価の対象になったときに、わが国の農業の一員でいる限りは、やはりそこは押さえておく必要があると、そういう立場でいるべきであろうというふうに、野見山委員が審査に来られた時の印象でしたので、そのままそっくりお返しするかたちになります。

すみません、たぶんほかの方は全然何のことだか分からないと思いますけど、野見山委員はよくご存じだと思います。

【後藤部会長】 どうぞ。

【矢野委員】 第 4 章の仕組みづくり、それぞれの立場でというところで、4 章は 3 章までで述べたことの集大成を、それぞれがどう役割を果たすかということになると思いますね。

そういう意味で、都民のところは、これは大人のことしか書いてないような気がしてきて、実は 12 ページ辺りのいわゆる農業が果たす多面的役割、例えば高齢者や障害者に対しても東京の農業は非常に大きな役割や将来性を持っていることとか、災害時のこと、それから食育という言葉でくくられていますけれど、子どもに対応して農家が持つ役割や機能というのものも、もっと食育を通して育てていけるチャンスが東京というのは身近な場所にあるということで、多面的機能をもっと身近に享受できている。

先ほどもっと都民が主体的にかかわる、担い手の一部をとという部分も申しましたけれど、もう一方ではやはり東京ながらの農業というところで都民が享受している部分、農業が都民にすごい役立っている部分というのを、本来ならここの都民の所に子どもとか障害者とか高齢者のことも入れ込みながら、改めてさまざまなタイプの人が東京の農業にどう接近していくか。それはさっき小坂委員が言われた、住宅地の中に農地がありながら、どう自分たちが生活していくのか、まさにどう共生していけるとか、そういったことが最終的には農業の所に落ちていかないと、新しい振興プランの役割は果たせないかなと思いますし、それをもう少し膨らませて書く必要があるかなと思います。

【後藤部会長】 ほかに。はい、どうぞ。最後です。

【小坂委員】 どうもすみません。申し訳ないですけど、私は今まで皆さんのご意見

を聞いていて、東京農業をそんなに頑張らなくてもいいかなと思うようになりました。

というのは、農業はやはり地方に任せて、東京は地方の女性農業者と交流しますと、2月にも仙台に行って、宮城県のJAの女性部の方たちと交流会を行ったのですが、東京の農家女性は一体どんな農業をしているのかとか、すごく東京を意識する、やっぱり東京ですよ。歌にもありますけど、東京はやっぱり中心ですよ。

でも、私は今この会議をやっている、東京はもっと農業に関してはむしろ消極的なほうがいいかなって。農業は地方に任せて、地方の方がそれではあまりにも気の毒になる、地方の農家というのは大都市に、大都市の東京の都民がどれだけ消費してくれるかということ意識して野菜をたくさん作っているわけですよ。

だから、そういうところは地方に任せて、農業だけは、都市農業はもっとこじんまりとやってもいいかななんて、今日、本当に思ってしまったわけです。それはいけないことですが、ふと自分の中でそういった結論というか、気持の整理がつき始めてきてしまったことに、ちょっと残念やら申し訳ないやらで、でも正直な気持ちです。では、地方はどうなっていくのかという。都市農業も大事ですが、東京は日本の中心だったら、都市農業だけを考えるのも必要ですが、都市の農業者としたら地方の農業者のことももっと、都市農業者であるべきだったら、やっぱり地方の農業者のことも真剣に考えるべき、中心にあるべきではないでしょうか。そう思います。

【後藤部会長】 確かに条件として言うと、地方のほうが厳しい条件ですが、でも全体として言うと自給率は低いわけですし、地方がもともと頑張っていたものは消費するだけの胃袋はまだ持っているという部分もあるので、そう言わずに。

それで、都市の農業は今まで要らないと言ってきたのを逆転させるというのは、やっぱり日本の農業全体についてももっと大事にしろということの信号を発するということになるので、矛盾はしないと思って、ここに参加しているわけです。

はい、どうぞ。

【事務局】 それでは、事務局のほうから、今いろいろご意見が出されて、一つだけ矢野委員のほうからご質問がありましたので、そこだけお答えさせていただきます。

6ページの1の(1)の③の所で、農業者がまとまりとはどういうことなのかというご質問がございましたので、これにつきましては野見山委員のご意見とも非常にかかわっております、やはり農業者の経営状況もさまざまですと、農地の面積も経営面積もさまざまですという中で、先ほど栗原委員が言われましたように、規模の小さい農家でも直売所に出すことによって、地域の農業の生産力が上がっていくというような実例といえますか、そういう実態が栗原委員の地元でもあると思いますけれども、各地域でそういう状況があります。

ですから、そういう大きな農家だけでなく、さまざまな経営規模の農家がまとまることによって地域の生産力を上げていくという取り組みができるのかなというところで、前回のご意見を踏まえて若干書き足した所ではあります。

それともう一つ野見山委員のほうからもありましたように、東京農業の特徴というのは地域の多様性、これは最初に中山委員からもありましたけれども、都市部、山村地域、また島しょ部、これは地域によってかなり状況が異なります。そういう地域の多様性と、ただ今ご議論がありましたような農業経営の規模の多様性、専業農家から自給的農家まで特徴がありますので、その辺りをやはり何らかのかたちで工夫して表現していきたいと思います。

それと野見山委員から出ました表題の問題につきましては、われわれもいろいろ苦慮し

ているところがあって、当初は産業力という言葉があって、本当はこれを使って、それで説明の中で解説すべきなのかなという気もしてはいて、この辺りについてはまた後藤部会長のほうとご相談させていただきたいと思っております。

ただ、都内には1500名の、認定農業者とあって、この方たちは自ら経営改善計画を作って、収益性の高い農業を目指そうとしている農業者の方々です。それで東京の農業を担って引っ張っていくのはこういう方たちですので、やはりこういう方たちを応援するというのが東京の振興施策の一番大事な部分かなとも思っています。もちろん幅広い農業者をまとめて、それを東京の農業の力にしていこうというのも、また大きな方向でもあるのかと思いますので、その辺りも検討させていただいて工夫させていただきます。よろしくお願いします。

【後藤部会長】 予定を10分過ぎましたけれども、よろしいでしょうか。活発なご議論をいただいてありがとうございました。

本日色々頂いたご意見を踏まえて、次回は最終回になりますので、そこで答申案を作成することになりますけれども、事務局と私のほうで相談した上で取りまとめさせていただき、そこに出す案は事前に農対審の各委員の方々にもお諮りした上で出したいと思っておりますので、よろしくお願いいたしますと思います。

一応、本日の議題については以上ですけれども、よろしいでしょうか。

それでは、最後に3のその他について何かありましたら、事務局のほうでよろしくお願いいたします。

## 《 その他 》

【事務局】 それでは、最後に事務局から今後の日程についてご説明をいたします。お手元にご覧いただけます審議スケジュールをご覧くださいと存じます。次回は10月27日、木曜日、午後2時に開催を予定しておりますので、よろしくお願いいたします。なお場所等の詳細につきましては、改めてご通知を申し上げます。次回の審議内容につきましては、部会としての答申（案）の決定ということでございます。

それから、農対審の総会でございますが、今のところ11月7日午後を予定しております。内容につきましては答申の決定ということでございます。

後日改めてご案内申し上げますが、委員の皆様におかれましては、この場でご予定に入れているだけであれば幸いです。よろしくお願いいたします。

## 《 閉 会 》

【後藤部会長】 本日は、長い時間活発なご意見を頂きまして、ありがとうございます。それでは、これをもって閉会とさせていただきます。どうもありがとうございました。